

政策評価の重要対象分野について

平成20年11月28日

鳩山議員提出資料

平成19年度の重要対象分野の評価結果等

重要対象分野	関係府省の評価(主な事項)	課題提起
育児休業制度 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性の育休取得率が上昇(平成19年度89%)しているものの、継続就業率が伸びない原因を分析し、短時間勤務制度等の導入を検討 ■ 期間雇用者(注1)の育休取得率は51.5%。期間雇用者の育休を規定している企業が半数未満のため、取得要件の周知徹底を強化 ■ 企業の取組を促進するため、一般事業主行動計画(注2)の公表義務付けを予定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 育休取得率では継続就業を希望しながら退職を余儀なくされている女性数全体とその充足状況は測ることができないため、それらの把握が必要 ■ 現在不明となっている期間雇用者の継続就業の希望の有無と育休取得の阻害要因の分析が必要 ■ 一般事業主行動計画と企業の実際の労働条件は必ずしも合っていないため、企業の労働条件の実績を公表する仕組み導入の有効性の検証が必要
仕事と生活の調和 (ワークライフ・バランス) の実現に向けた取組 (厚生労働省) (内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 週労働時間60時間以上雇用者の割合は減少(平成15年12%→19年10%)。今後10年間でその割合の半減を目指す ■ 30歳代男性の長時間労働の高止まりへの対策として、事業主に対する助成金を上乘せ ■ 普及・啓発について、シンポジウム参加者数の目標を達成(参加目標数200人→参加者数326人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ パート労働者を除く労働者の所定外労働時間や過労死の増加傾向も踏まえ、労働時間に係る課題の全体像の把握が必要 ■ 一般的に助成金という手法は、対象企業に対するカバー率が小さく、必ずしも他企業への波及効果を伴うものではないため、別途、効果が広範に及ぶような政策手段の検討が必要 ■ 国民の認知度を基にした評価が必要(世論調査結果では、国民認知度は1割未満)
子育て支援サービス (厚生労働省) (文部科学省)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育サービスの提供については、現にいる待機児童の解消から、潜在需要への対応に方針転換 ■ 一時保育、幼稚園の子育て支援活動、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の各種保育サービスの量的な拡大は進み、利用者の満足度もおおむね高い。 ■ 保育サービスの多様化を図るために推進されている認定こども園、家庭的保育、事業所内保育施設については、設置数はなかなか増えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 潜在需要の把握に当たっては、家族類型、自己負担額、利用条件等を考慮することが必要 ■ 各種保育サービスの未実施地域を含めた潜在的なニーズ及びその充足状況の把握が必要 ■ 現在推進されている認定こども園、家庭的保育、事業所内保育施設について、設置数が増えない原因の掘り下げた分析が必要

重要対象分野	関係府省の評価(主な事項)	課題提起
若年者雇用対策 (厚生労働省) (文部科学省) (経済産業省)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ジョブカフェやハローワーク等を通じた支援サービスにより、3年間で80万人超のフリーターの就職を実現。サービスを受けた若者は高い確率で就職している状況 ■ フリーターに占める低学歴層(中・高卒)の割合が高い(64%)ほか、求職活動において女性は男性に比べ積極的でない状況 ■ 若者自立塾等のニート支援策は、ニートの自立化に一定の効果 ■ キャリア教育等の参加生徒・学生の満足度が高いことが明らかになる一方、教育効果の把握方法の確立が課題 ■ ジョブカフェモデル事業(16年度～18年度)により3年間で約15.8万人の就職を実現。国による支援終了後の利用者・就職者はともに10%程度減少 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援サービスの認知度、サービスの充足状況、就職後の定着状況等の把握を通じた、より多くのフリーターへの支援サービスの普及及び職場定着を促進する効果的な施策を見極めることが課題 ■ フリーター固定化が懸念される低学歴層や女性のフリーターに効果的な施策の検証が課題 ■ 支援サービスの認知度、サービスの充足状況等の把握を通じた、より多くのニートへの支援サービスの普及が課題 ■ キャリア教育等のうちモデル事業については、実施前後及び事業未実施対象との比較により評価することが必要 ■ 就職者数等が特に減少した地域について、国の支援終了の影響を把握し、支援が必要かどうかの検討が必要

上記の課題提起については、政策評価・独立行政法人評価委員会の答申に基づくものである。

- (注)1 育児休業の取得の対象となる期間雇用者とは、申出時点において、①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あり、かつ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)のことである。
- 2 一般事業主行動計画とは、企業が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき策定することとされている、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための計画のことである。

※ 農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

平成20年度の重要対象分野の選定等

1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険 (国土交通省、財務省)

(背景事情)

- 地震における建築物の倒壊は、死者・被災者の発生と火災等による被害拡大の大きな要因
※阪神・淡路大震災では、犠牲者6,400人の約8割が建物倒壊によるもの。被害額9.9兆円の約6割が建築物被害
- また、仮設住宅、公営住宅など社会全体のコストの増大要因
※阪神・淡路大震災では、仮設住宅に約1,400億円(4.8万戸)。公営住宅を3.2万戸建設
- 「建築物の耐震化」は、死者・建築物被害の減少とその後の社会全体のコストを最小限に抑える根幹的な政策
- 「地震保険」は、被災者の生活再建のための重要な政策
- しかし、両政策は、国民の自助努力によるものであることから、なかなか普及していない面
※住宅総数の25%(1,150万戸)の耐震化が不十分と推計
※地震保険の加入世帯数は全世帯の21.5%(1,126万世帯)

評価の必要性

被災者の生活再建を円滑に行うとともに、地震被害と社会全体のコストを軽減する観点から、家庭や企業において建築物の耐震化及び地震保険の普及が進まない要因を明らかにすることにより、その普及に資する

2 医師確保対策(厚生労働省、文部科学省)

(背景事情)

- 医療提供体制については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内にするとの基本方針の下、抜本的構造改革を総合的・段階的に実施する観点から、医師養成数の削減等の措置がとられてきた。
- しかし、近年、医師が不足している地域及び診療科が顕在化したことから、政府は、本格的な医師確保対策を講じており、医学部定員についても、早急に過去最大程度まで増員するとの方針が示されている。
※医学部定員 昭和56年8,280人→平成19年7,625人→21年8,486人
- 医師の総数については、政府が主に医師の需給見通しに基づいて、医師養成数を調整することにより制御する一方、開業・勤務については、医師の自由意思が反映されるものとなっていることから、地域間・診療科間に偏在が生じている。
※二次医療圏(注)別10万人当たり従事医師数(平成18年)
東京都区中央部1,173.5人 宮城県黒川70.5人
※医師数の推移(平成6年を1とした平成19年の指数)
総数1.19 小児科1.10 産婦人科0.88 外科0.87

評価の必要性

地域間・診療科間の医師偏在の是正を見据えた適正な医師数を確保する観点から、医師養成数の調整、地域間・診療科間の医師の偏在を是正する施策の検証等を行うことにより、今後の医師確保対策の在り方の検討に資する

(注) 二次医療圏とは、都道府県が医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、地理的条件等の自然的条件や日常生活の需要の充足状況等を考慮して、一般の病床の整備を図るべき地域的単位として定める区域のことである。